

上昇気流

～2018年 夏号 Vol.53～



(有)タックス・プランニング 谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

▲▼▲▼目次▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

- P1 相続税改正
- P2 相続対策・相続相談会
- P3 配偶者控除・税制改正
- P4 FMおとくに・新入社員紹介
- P5 はんなりーず・ためばな
- P6 お客様紹介
- P7 30周年記念パーティーのご案内

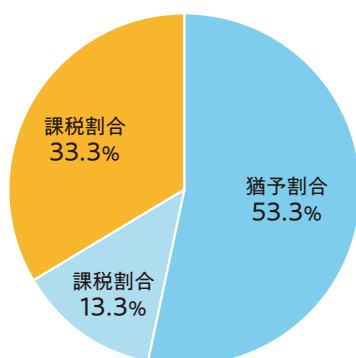


先代経営者の自社株を後継者に贈与・相続する時に発生する税金を全額納税猶予できる特例措置が創設されました!!

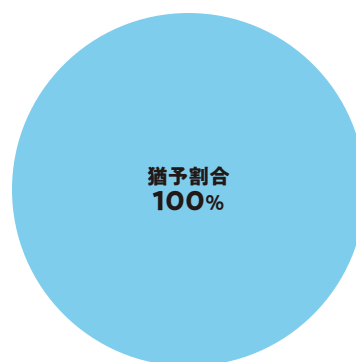
<概要>

本制度は会社の社長様がお持ちの自社株について、社長様に相続が発生したときにその株式に相続税が課税されるため、株式を相続した後継者の相続税の納税負担を考慮して、平成21年度税制改正より創設されていました。しかし納税猶予を受けるに当たっての条件が厳しく、利用者も少なかったため、今回大幅に要件が緩和された特例措置が創設されました。

現行制度



改正後



図のように現行では発行済株式の総数の2/3の80%（実質約53%）が納税猶予額であるのに対し、改正後は発行済株式の全額が納税猶予額となります。

【納税猶予を受けるための手続き】

- ①承継計画の策定をし、贈与の実行をする（2023年3月31日までは、相続発生後に承継計画を提出しても可）。
- ②都道府県庁に承継計画を添付した認定申請をする。
- ③認定書の写しとともに贈与税または相続税の申告書を提出する。
- ④申告期限後5年間は都道府県庁へ「年次報告書」を、税務署へ「継続届出書」を提出する。

T&D
T&D 関係グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

京都税理士共済支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 TEL 075-256-7102



ポーター賞
2004年度賞

改正を踏まえて相続税対策ははじめませんか？

生前相続対策の 進め方

生前対策は、

①争続の防止

②納税資金の確保

③相続税の節税

の大きく3つに分かれます。その際、ご自身の考えや財産状況、家庭の事情、身内のことなどを踏まえて、十分な時間をかけて行うことが大切です。
今一度準備がしっかりできているか確認してみてください。

<相続対策のご提案一例>

生命保険の 非課税枠の利用

死亡保険金には**非課税枠**があり、**500万円×法定相続人の数**までが非課税になります。その分だけ非課税で財産を移転することができるので、相続税対策として非常に有効です。例えば、法定相続人が3人の場合、1,500万円の預金で一時払い終身保険に加入すると、1,500万円の財産を非課税で移転することが可能になります。

遺言書の作成

遺言書を遺留分やその他の状況まで考慮してきちんと作成した場合には、相続後にもめることなく、**スムーズな遺産相続手続き**をすることができます。私たちの経験でも遺言書を作成しなかった場合や、遺言書を作成したとしても不十分な遺言書であった場合には、相続争いが起き、何年も遺産を巡って対立するということがよくありますので、遺言書を作成される場合には、是非一度ご相談ください。

生前贈与の利用

贈与税の非課税枠の110万円や、子や孫への贈与による特別税率を活用し、相続財産を減少させていきます。計画的に進めていく必要があるので、一度ご相談ください。

相続税の申告、終活プランなら 谷税理士法人にお任せください

様々な専門家がありますが、
聞きにくいことは
全て私たちが代わりに承ります。

まずはお気軽にご相談ください

相続 **TANI** ナビ 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング



0120-927-578

【受付】9:00～17:00 / 【相談】9:00～18:00



みなさまのすぐとなり
京都中央信用金庫がいます。

 **京都中央信用金庫**

向日町支店

向陽小学校横
☎(921)5391
FAX(934)6879

今里支店

今里4丁目16番地1号
☎(955)5001
FAX(955)5074

長岡支店

イズミヤ長岡店前
☎(954)3121
FAX(955)8196

東向日支店

阪急東向日駅西入ル北側
☎(922)7101
FAX(932)8990

税制改正のポイント

《平成30年分からの配偶者控除・配偶者特別控除》

1. 配偶者控除の控除額改正

合計所得金額 **900万円を超える** 場合から配偶者控除の金額が段階的に減少し、**1,000万円を超える** 場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

2. 配偶者特別控除の金額改正

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が **38万円以上123万円以下** となりました。

3. 扶養親族等の数の計算方法の変更

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、以下の①②の場合には **扶養親族等の数に1人を加えて** 計算することとなりました。

- ①源泉控除対象配偶者に該当する場合
(合計所得金額が900万円以下、かつ配偶者の合計所得金額が85万円以下)
- ②同一生計配偶者が障害者に該当する場合
(居住者と生計を一にする配偶者で、配偶者が合計所得金額が38万円以下かつ、障害者)

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超

国税庁パンフレット「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いについて」

《国際観光旅客税の創設》

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、「国際観光旅客税」が創設されました。

原則として、航空会社等の国際旅客運送事業者が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から出国1回につき**1,000円**を徴収し、国に納付します。

納税義務者	船舶または航空機により出国する旅客
非課税等	・船舶または航空機の乗員 ・強制退去者等 ・公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者 ・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・二歳未満の者 （注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税は課されない
税 率	出国1回につき 1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ・国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） ・①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用期間	平成31年1月7日（月）以後の出国

Q 法人の従業員が海外への出張や旅行の際に支払う「国際観光旅客税」をその法人が負担した場合、所得税・法人税上の取扱いはどうになりますか。

A 所得税法上の取り扱い

- 法人の業務の遂行上必要なものである場合
⇒ 旅費として非課税
- 法人の業務の遂行上必要なものでない場合
⇒ その従業員に対する給与（所得税の課税対象）

法人税法上の取り扱い

- いずれの場合であっても法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入されます。

日本政策金融公庫 個別相談会 随時開催中!!

当事務所で日本政策金融公庫の融資担当者にご相談が可能です。



ご融資を考えていらっしゃる方は、いつでもお声掛け下さい!





<http://fm-otokuni.com/>

<https://ja-jp.facebook.com/fmotokuni/>



バンビオ1番館の
1階のスタジオから
ON AIRします!!

長岡京市神足2丁目3番1号

向日市・長岡京市・大山崎町 地域コミュニティ放送局

2018年秋開局予定!



他にはない細やかな地域の情報を地域住民自ら発信し、
災害時に役立つラジオを目指します



スポンサー募集中!!

LIVEスポンサー 毎週1時間 36,540円/月~

時報CM 8,000円/月~

番組スポンサー 収録番組 毎週30分 30,000円/月

お気軽にお問合せください!!

新 入 社 員 紹 介

大谷 彩乃



*趣味▷料理・化粧品集め

*好きな言葉▷立てば芍薬座れば牡丹
歩く姿は百合の花

4月から新入社員として、入社いたしました。
皆が仕事に熱心なとても素敵な環境で、
毎日勉強させていただいています。
一日でも早く、お客様のお役に立てよう、
努力いたします。

難波江 裕美



*趣味▷ツーリング

*好きな言葉▷今が未来

わからないことばかりですが、
1つ1つ丁寧に仕事を
進めるように努めて参ります。

朝田 佳子



*趣味▷パン作り・バドミントン

*好きな言葉▷初心忘るべからず

6月に入社致しました。
1日でも早く仕事を覚え、顧問先様の
お役に立てよう頑張ります。

辻 美加



*趣味▷美味しいものを食べる

*好きな言葉▷思いやり

分からないことも多く、ご迷惑を
お掛けすることがあると思いますが、
真面目にコツコツ頑張りますので、
ご指導宜しくお願い致します。

原票モバイルで レシートを送信。



AI搭載・音声入力対応の
スマホ専用ウェブアプリで
とことん業務を効率化



日本ICS株式会社 京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315



ゆたかなコミュニティを求めて



京都信用金庫

長岡支店 TEL951-6161
滝ノ町支店 TEL955-7022
桂川支店 TEL934-0011

初の チャンピオンシップ 出場!



今年も5月23日にハイアットリージェンシー京都で、京都ハンナリーズ後援会主催の「アワードパーティ 2017-2018」が開催されました。京都府西脇隆俊知事、京都市門川大作市長をはじめ多くの参加者が集い、恒例の「フリースロー大会」や「抽選会」などで大いに盛り上がりました。表彰式ではMVPにジョシュア・スミス選手が選ばれ、岡田優介選手がベストフェローシップ賞、伊藤達哉選手がベストエフォート賞、また永吉佑也選手が後援会特別賞を受賞されました。

谷税理士法人はバスケットボールを通じて京都のスポーツ文化の発展に貢献する京都ハンナリーズに賛同し、応援しています!

©KyotoHannaryz/B.LEAGUE

谷税理士法人のためになる話

朝礼時のスピーチをご紹介します



「歩き方で人生が変わる」 大野 美香

皆さんは普段どの位歩いていますか? 私は、通勤は自転車ですが、途中自転車から降り、できる限り歩く時間を取るように心がけています。最近読んだ「歩き方で人生が変わる」という本の中に、興味深い事が書いてあったので、ご紹介したいと思います。

収入と歩行の関係を調べたデータによると、年収が高い人程、歩行速度が速い事が分かったそうです。年収1,000万円以上の人の平均時速は3.13キロ、年収400万円以上500万円未満の人は2.69キロ。普段歩く速さで約1.2倍の違いです。又年収1,000万円以上の人は1日の総歩行数が8,000歩を超え、年収が高くなる程、総歩行数に占める早歩き割合が上昇するそうです。この歩き方は、病気の予防効果が高い歩き方である、「1日8,000歩そのうち20分間は早歩き」とも合致すると紹介されていました。

歩き方を変えるだけで、年収が増えたり、健康になったり、人生が変えられたらこんな素晴らしい事はないですが、普段の自分自身の歩き方を観察して、成功者の歩き方を真似してみるのも面白いかなと思います。今は確定申告で、たくさんのお客様とお会いすると思いますので、歩き方を観察してみてください。ちなみに、その本には歩行速度が遅く、歩幅が狭い人は認知症を発症しやすいとありました。

「一行日記」 松本 俊彦

皆さんは毎日日記をつけておられますか。実際つけ始めてもなかなか長続きしないことが多いものですが……。今日は、一日の終わりに『一行日記』を書こう、というものをご紹介したいと思います。自分の感情をコントロールするためのメンタルトレーニングとして、一日の終わりに「感情マーク」と「一行日記」を書こうというものです。

毎日の自分の気持ちを、マークや言葉で表し、その理由を20文字程度の短い文章で書くメンタルトレーニングです。

5/1 ワクワク 今日のプレゼンはバッチリ決まった!

5/2 悔しい 部長にミス強く指導された

5/3 ホッ やつとのことで提案書が完成した

5/4 イライラ A社から急な仕様変更 あれは無いただろう!

このように、自分の感情とその理由を振り返ることは、自分を客観的に見る力が身について、まるで心の中にもう一人の自分がいるかのように、自分のことを俯瞰(ふかん)できるようになるのです。

人間は、何かあったときに「感情」がわき起こりますが、なぜそのような感情になったのか、冷静にその理由を考えることで、感情と認知を分けることができるのです。

「感情マーク」と「一行日記」を習慣にすることで、自分の認知のクセに気づくことができ、自分を客観的に見るできるようになり、感情をコントロールできるようになることで、ストレスを軽減できるようになってゆくそうです。

興味のある方は一度この「一行日記」をやってみてはいかがでしょうか。

お客様紹介

STUDIO AI

当社は、京都府内に写真スタジオ4店舗と美容室1店舗を営んでおります。

写真スタジオでは、お宮参りから、百日祝い、1歳記念、入園入学、七五三、十とせの祝い、十三詣り、成人式と子供の成長ごとの節目の写真撮影を行っています。

また、当社は創業当時より衣装レンタルから美容、着付けヘアセットまでを1店舗で行える、トータルフォトスタジオシステムを構築し、より地域のお客様に便利な存在になれるような、会社運営を心掛けております。

今後は、近年の急速な社会変化に対応すべく、自社ECサイトを立ち上げ、よりお客様に便利な商品販売を、リアルとバーチャルで商品提案し、末永く社会と共に、共栄出来る組織を目指しております。



長岡京店 ご予約はフリーダイヤル **0120-930-489**
【お問い合わせ】 Tel.075-959-3333 **駐車場有**

嵐山店 ご予約はフリーダイヤル **0120-075-873**
【お問い合わせ】 Tel.075-873-3456 **駐車場有**

ハウススタジオアイ ご予約はフリーダイヤル **0120-060-246**
【お問い合わせ】 Tel.075-335-3377 **駐車場有**

スタジオ★アイ

詳しくはホームページをご覧ください。
ここには載っていない特典情報や、最新のキャンペーン情報などお得な情報が満載です！ぜひご確認ください。

京都スタジオアイ 検索 ハウススタジオアイ 検索

このは陶房

第44回大陶器市
『清水焼の郷まつり』

日時：H30年10月19日(金)▶10月21日(日)
午前9時30分～午後6時

場所：清水焼団地一帯
京都市山科区
川田清水焼団地町10-2



陶器市に
出店します!!

日々の暮らしがちょっと楽しくなるような
陶器を制作しています。
手作り市やフリーマーケットへの出店も
しています。
出店情報等は随時ブログにアップしていますので、
ぜひご覧下さい。

Instagram **konohatobo**
ブログ <https://ameblo.jp/kokudei123/>
所在地 〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町下植野寺門2

保険に入ることは、助けてくれる
仲間が1,000万人できること。



“大切な人を想う”のいちばん近くで。



日本生命

NISSAY

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四条柳馬場ビル7F
Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/鷺北・中岡

(有)タックス・プランニング30周年、谷税理士法人15周年

記念パーティーご案内

谷税理士事務所より記帳代行業務を分離し、またコンサルタント業務・生保業務を開始して、はや30周年を迎えることができました。

また、谷税理士法人としても15周年をむかえます。これもひとえに皆様方のご支援、ご配慮の賜物と深く感謝しております。

社員一同、尚一層の努力を重ね、皆様のご期待にお応えする所存でございます。今後ともよろしくお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、日頃の感謝の気持ちを込めまして、下記のとおり心ばかりの記念パーティーを催したいと存じます。

記

【日 時】 平成30年11月22日(木曜日)
午後6時30分開会予定

【場 所】 ウェスティン都ホテル京都
京都市東山区栗田口華頂町1

【内 容】 記念式典
懇親会 etc

ぜひホームページもご覧下さい



相続TANIナビでは、簡単な
相続シミュレーションが出来ます



顧問先へのリンクのページも作成して
おりますので、掲載等を希望される
場合にはご連絡下さい



事務所で共に働く仲間も募集しています



谷税理士法人

<https://www.tax-plan.jp/>

検索

相続TANIナビ

<https://souzoku.tax-plan.jp/>

検索